

## 処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

令和6(2024)年6月の介護報酬改定において今までの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

- ・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
- ・職場環境等改善に係る取組について、「見える化」を行っていること。

「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新加算の取得状況・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表している事です。

以上の要件に基づき職場環境等改善に係る当法人の取り組みについて下記の通り公表いたします。

### 職場環境要件項目及び当法人としての取組み

|                   |                                                                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入職促進に向けた取組み       | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組み構築                                                                    |
| 資質の向上             | 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |
|                   | エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度導入                                                                                 |
| 両立支援・多様な働き方の推進    | 障がいの有する者でも働きやすい環境の構築や勤務シフトの配慮<br>業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実                                               |
| 腰痛を含む心身の健康管理      | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施                                                               |
| 生産性向上のための業務改善の取組み | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減                                                                                |
| やりがい・働きがいの醸成      | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善                                                        |